

# ③0 給与支払報告書の提出について（お願い）

事業主の皆様へ

由布市税務課

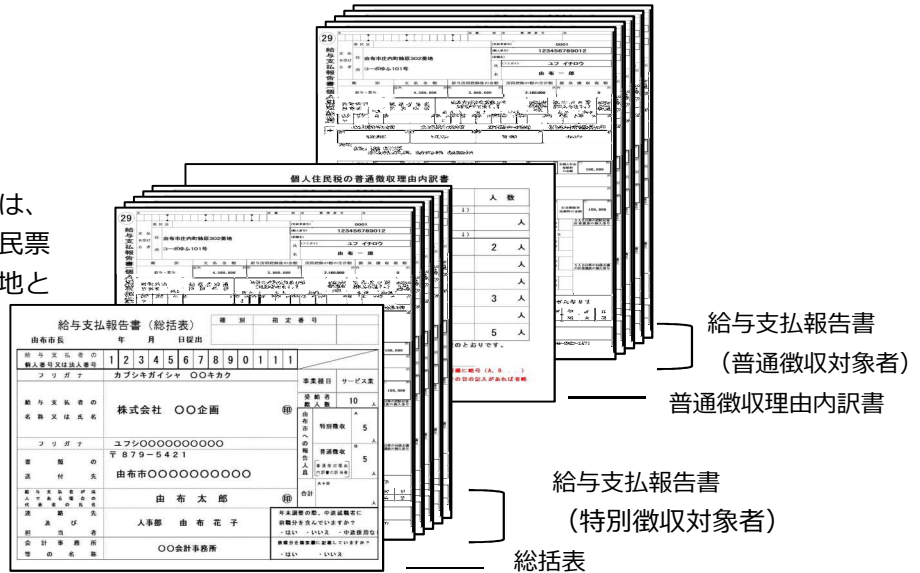
給与支払報告書の作成事務及び特別徴収事務につきましては多大のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。さて、今年も給与支払報告書の提出時期となりました。給与支払報告書は、市県民税の計算のもととなる大切な資料です。注意事項をよくご覧いただき、平成30年1月31日（水）までにご提出をお願いします。

## 1 提出要領について

平成29年中に給与等を支払った方は、平成30年1月1日現在の住所地（住民票の有無にかかわらず実際に生活の本拠地としている住所のこと）に給与支払報告書を提出してください。

年末調整未済の方（年の途中に退職した方、乙欄の方等）も提出してください。

eLTAX（エルタックス）でも給与支払報告書の提出ができます。



## 2 総括表について

由布市の総括表を添付してご提出ください。会計事務所等に事務を依頼される場合は、由布市の総括表をお渡しください。

## 3 普通徴収理由内訳書について

特別徴収ができない方がいる場合は普通徴収理由内訳書をご提出ください。

原則として、内訳書の理由に該当しない方は、普通徴収は認められません。

普通徴収理由内訳書は、普通徴収対象者の給与支払報告書の前に挿入してご提出ください。内訳書のご提出がない場合は、特別徴収として取り扱いますのでご注意ください。

普通徴収対象者の給与支払報告書の摘要欄に、特別徴収できない理由を略号（A～F）で記載してください。（乙欄該当者と退職者（予定者含む）は所定の欄にその旨の記入があれば省略できます。）

光ディスク等、または、eLTAXにより給与支払報告書を提出する場合は、普通徴収対象者欄にチェックをした上で、摘要欄へ略号の記載をお願いします。

③0 給与支払報告書（総括表）		種別	指定番号
由布市長		年月日提出	
給与支払者の 個人番号又は法人番号	フリガナ	カブシキガイシャ	〇〇キカク
給与支払者の 名称又は氏名	株式会社 〇〇企画		
フリガナ	ユフシ〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇		
番 番 の 送 付 先	〒879-5421 由布市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇		
給与支払者が 法人である場合の 代表者の氏名	由布太郎		
担 当 者 及 び 会 計 事 務 所 等 の 名 称	人事部 由布花子 〇〇会計事務所		
事業種目	サービス業	受給者 数	10人
由布市 への 報告 人員	特別徴収	5人	
	普通徴収	5人	
	合計	A+B	10人
<small>年末調整の際、中途退職者に 前職分を含んでいますか？</small> <input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <small>・中途採用な りから退職者に記載していますか？</small> <input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ			

略号	普通徴収理由（下記以外の理由は不可）	人 数
(事業所全体 ↓)		
A	総受給者数が2名以下	人
(従業員数 ↓)		
B	他の事業所で特別徴収されている（乙欄該当含む）	2人
C	給与から税額が引ききれない	人
D	給与支払日が不定期	人
E	退職者・退職予定者	3人
F	専従者	人
普通徴収合計人数		5人

普通徴収として取り扱うべき給与受給者の人数と理由ごとの内訳は上記のとおりです。

事業所名

※この様式のとおり、対象者の給与支払報告書を添えて、各給与支払報告書の摘要欄に略号（A、B、...）を必ず記入してください。（乙欄該当者と退職者（予定者含む）は所定の欄にその旨の記入があれば省略できます）

\* 提出先 \* (郵送) 879-5498 大分県由布市庄内町柿原302番地 由布市役所税務課課税係  
(窓口受付) 挟間庁舎2階 地域振興課市民窓口係  
庄内庁舎新館1階 税務課課税係市民税担当  
湯布院庁舎1階 地域振興課市民窓口係  
\* 問い合わせ先 \* 代表 (097) 582-1111 内線 2163・2164





# 個人事業主の方は 給与支払報告書提出時に **本人確認書類の提出** が必要です！

平成29年度から給与支払報告書総括表にマイナンバー（個人番号・法人番号）の記載が必要となりました。

これに伴い、個人事業主の方については、給与支払報告書提出時にご自身の番号確認・本人確認のため、下記の書類が必要となりますので、ご協力をお願いします。

- ※「法人」として事業をしている場合については、本人確認書類の提出は不要です。
- ※給与支払報告書に記載の従業員の個人番号に関する本人確認書類の提出は不要です。

## 1. 個人事業主「**本人**」が提出する場合

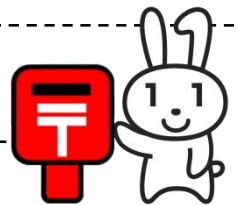


**窓口**で提出する場合…下記①及び②について確認します。

- ① **番号確認**  
「個人番号カード」「通知カード」「個人番号記載の住民票の写し」
- ② **本人確認**  
「個人番号カード」「運転免許証」「旅券（パスポート）」  
「国民健康保険等の保険証」など

**郵送**で提出する場合

上記「窓口で提出する場合」に記載の「①及び②のコピー」を、給与支払報告書と一緒に郵送してください。



## 2. 個人事業主の「**代理人**」が提出する場合

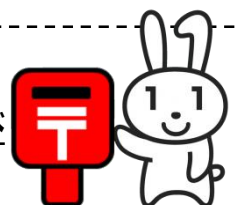


**窓口**で提出する場合…下記①～③について確認します。

- ① **個人事業主の番号確認** ※写し可  
「個人番号カード（両面）」「通知カード」「個人番号記載の住民票の写し」
- ② **代理人の本人確認**
  - ・代理人が個人の場合  
「個人番号カード」「運転免許証」「税理士証票」など
  - ・代理人が法人の場合  
「法人確認書類（登記事項証明書等）」及び  
「法人との関係を証する書類（社員証等）」
- ③ **代理権の確認**  
「委任状（原本）」など

**郵送**で提出する場合

上記「窓口で提出する場合」に記載の「①及び②のコピー」及び「③（原本）」を、給与支払報告書と一緒に郵送してください。



## 地方税ポータルシステム（eLTAX）を利用する事業所さま向け

平成30年度から「特別徴収税額通知（電子署名あり）」の提供を開始します。

由布市では、平成30年度より、個人市民税・県民税の特別徴収義務者へ通知する「特別徴収税額決定通知書（事業所用）」の内容をデータ化し、法的効力をもたせた、電子署名を付与した「特別徴収税額通知（電子署名あり）」の提供を開始します。ただし、事業所さまから従業員さまに渡していただく納税義務者用の税額通知については、従来どおり書面による通知となります。

また、今回から提供を開始する「特別徴収税額通知（電子署名あり）」は、これまで一部の事業所様にお送りしていた「特別徴収税額通知（電子署名なし）」とは異なり、「特別徴収税額通知（電子署名あり）」そのものが正本となるものです。そのため、「特別徴収税額通知（電子署名あり）」をお送りした場合には、書面（特別徴収税額決定通知書）はお送りできません。

※「特別徴収税額通知（電子署名あり）」により通知を受けるか、書面（特別徴収の税額決定通知書）により通知を受けるかはお選びいただくことができます。

※「特別徴収税額通知（電子署名あり）」をご希望された場合でも、その年の6月中旬以降からの変更分につきましては、書面（特別徴収税額変更通知書）での通知となります。

### ■「特別徴収税額通知（電子署名あり）」を受け取るには

地方税ポータルシステムの「PCdesk」等の操作方法をご確認ください。

⇒ 地方税ポータルシステム（eLTAX）ホームページ <http://www.eltax.jp/>

※ 由布市では地方税ポータルシステムについてのご相談は受けかねます。

## すべての事業所さま向け

**DV・虐待等被害者は、個人情報不開示措置を申し出ることができるようになりました。**

平成29年11月13日より、マイナンバー制度に係る情報ネットワークシステムを使用した情報照会又は情報提供及びマイナポータルの本格運用が開始されました。

その中で、DV・虐待等の被害者の住所・居所がある市町村に係る情報を加害者が確認できないように、不開示の設定やお知らせを送る対象から除外する措置を行うことができるようになりました。

貴事業所におかれましては、上記に該当する従業員の方がいらっしゃる場合は、ご本人さまに市役所での手続きをおすすめくださいますよう、お願い申し上げます。

### 【お申し出の方法】

・由布市に住民票がある従業員の方 ⇒ **市民課**へご相談ください。

※すでにDV等支援措置の手続きを由布市でしている方は、今回新たに手続きをする必要はありません。

・由布市に住民票がないが、由布市に居住している従業員の方 ⇒ まず**税務課**へご相談ください。